

鉄道技術開発費補助金の概要

資料7-1

補助制度の概要

- 目的：鉄道技術水準の向上
- 補助対象者：
鉄道分野に関する技術開発を実施する能力を有する法人
- 補助率：1/2
- 補助対象となる鉄道技術開発：
 - ・安全対策に係る技術開発
 - ・環境対策に係る技術開発
 - ・新技術の鉄道への応用に係る基礎的、基盤的技術開発
- 補助形式：間接補助
- 知的財産権：補助対象者に帰属

技術開発予算

- 平成20～24年度までの予算の推移

平成(年度)	20	21	22	23	24
当初予算 (百万円)	336	417	399	396	338

- 技術開発案件の募集
平成25年度予算要求に向けた技術開発案件を募集中(6月頃まで)

低炭素化・省エネに資する技術開発の事例

大容量蓄電池を動力源とする機関車



- 入換用ディーゼル機関車への小型エンジンと大容量蓄電池による動力協調システムを搭載。
- 東京貨物ターミナル駅での入換作業にて「NOx排出量61%低減」「騒音レベル22dB低減」「燃料消費量36%低減」を達成。
→ 有害排出ガス、騒音、燃料消費量の低減が可能
(補助期間:平成20～22年度)

電池駆動LRVの環境適合性の発展



- 車上の充電制御装置を地上へ移設することにより、車両を軽量化(CO2排出量約1.3t/編成・年削減)
- 車上蓄電池の充電情報と地上の充電制御装置との通信に無線LAN等を使用した通信システムを開発。
→ CO2排出量の低減、車上設備減少によるコストダウンも期待
(補助期間:平成21年度)

低炭素化及び省エネルギー対策の支援措置(予算措置【エネ庁・環境省】)について

所管省庁	事業名	24年度予算 (百万円)	概要	補助率等	補助対象
資源エ ネル ギー庁	定置用リチウムイオン蓄電池導入支 援事業費(23年度三次補正)	21,000 (23年度三次補 正のみ)	家庭、事業所、公共施設等への定 置用リチウムイオン蓄電池の導入 を支援	補助 (1/3)	・購入者
〃	エネルギー使用合理化事業者支援 補助金	29,800	事業者が計画した省エネ取組のう ち、省エネ効果等を踏まえて政策 的意義が高いと認められる設備導 入費(リプレースに限る)について 補助	補助 (単独事業1/3 以内、連携事業 1/2以内)	・法人格を有する 事業者
〃	エネルギー使用合理化特定設備等 導入促進事業費補助金(新規)	1,510	民間団体等を通じて、省エネ設備 の導入等を行う事業者が民間金 融機関等から融資を受ける際に低 利とするため利子補給金を補助	補助 (定額(利子補給 金1.0%以内))	・民間金融機関 等
〃	独立型再生可能エネルギー発電シ ステム等導入支援対策費補助金 (新規)	980	蓄電池を含めた自家消費向けの 再生可能エネルギー発電システム の導入に対する支援	補助 (地方自治体1/ 2以内、民間事 業者1/3以内)	・設置者
〃	再生可能エネルギー熱利用加速化 支援対策費補助金	4,000	熱利用設備(太陽熱、バイオマス 熱等)の導入に対して支援	補助 (地方自治体1/ 2以内、民間事 業者1/3以内)	・設置者
環境省	再生可能エネルギー等導入推進基 金事業(グリーンニューディール基 金)(新規)	12,100	都道府県・指定都市が行う再エネ 等導入促進事業等を支援するた めの基金を造成(都道府県等より 一部の民間施設に対して、再エネ 等の導入を支援)	基金	・都道府県 ・指定都市
〃	再生可能エネルギー出力安定化の ため蓄電池導入促進事業(新規)	1,035	再エネの出力安定化・平準化のた めに大規模蓄電池を導入する民 間事業者に対して補助	補助 (1/2)	・民間事業者
〃	地域の再生可能エネルギー等を活 用した自立分散型地域づくりモデル 事業(新規)	1,000	再エネ・未利用エネによる自立・分 散型エネルギーシステム(蓄電池 導入を含む)の集中導入を産学官 で推進する事業について補助 ※地方公共団体と連携しつつ、災害時の エネルギー源確保など、地域の防災性向 上に資することが条件	補助 (1/2)	・民間事業者
〃	チャレンジ25地域づくり事業(先進 的対策の実証による低炭素地域づ り集中支援事業)	2,700	全国のモデルとなるような低炭素 地域づくりを集中的に支援 ※4つの対象事業のうち、2つが低炭素 型交通システムの構築・大規模駅周辺等 の低炭素化	委託	・民間事業者

定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費

平成23年度三次補正予算額 210.0億円

商務情報政策局 情報通信機器課
03-3501-6944

事業の内容

事業の概要・目的

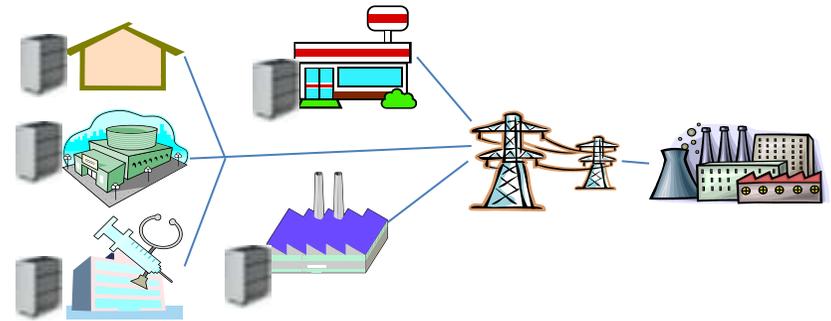
- 今夏以降においても全国的に電力需給の逼迫が見込まれることから、電力需要のピークカットに向けた対応が喫緊の課題となっています。
- これを踏まえ、定置用リチウムイオン蓄電池について、家庭及び事業者への導入を促進することにより、需要サイドにおける電力使用のピークカットを実現するとともに、停電時のバックアップ対策を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

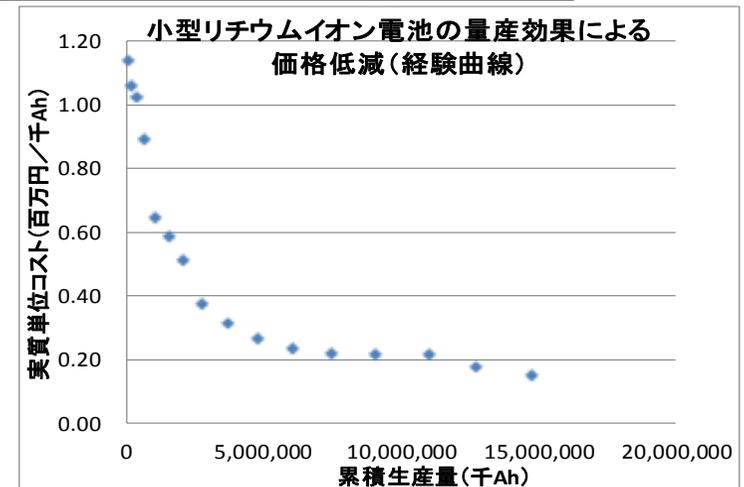


事業イメージ

- 家庭、事業所及び公共施設等への定置用リチウムイオン蓄電池を導入を支援し、万一の停電時におけるバックアップ対策を図ります。



- 量産効果により、コスト低減を前倒し。リチウムイオン電池産業の価格競争力を強化します。



出所：機械統計年報、国民経済計算をもとに加工

エネルギー使用合理化事業者支援補助金 298.0億円（400.1億円）

※このほか、平成23年度三次補正予算において、
建築物節電改修支援事業150.0億円を措置

資源エネルギー庁
省エネルギー対策課
03-3501-9726

事業の内容

事業の概要・目的

- 事業者が計画した省エネ取組のうち、「技術の先端性」、「省エネ効果」及び「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備導入費（リプレースに限る）について補助を行います。
- また、「先端的な設備・技術」等に対する導入補助に重点を置きます。
- 省エネ投資の一層の促進のため、中小企業等に対して重点的に支援を行うとともに、電力需給対策として、節電効果の高い事業に重点支援を行います。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



○補助対象者

全業種
設備等を設置・所有する事業者（法人格を有すること）

○補助率

- ① 単独事業 1/3以内
 - ② 連携事業（※） 1/2以内
- （※）コンビナート等における資本関係の異なる者同士の連携

事業イメージ

新型ターボ冷凍機



次世代コークス炉



エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金 15. 1億円（新規）

資源エネルギー庁
省エネルギー対策課
03-3501-9726

事業の内容

事業の概要・目的

(1) 対象事業

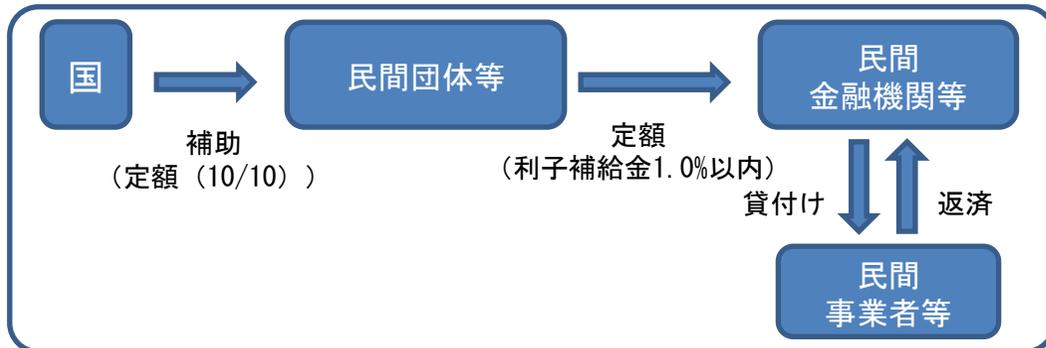
東日本大震災以降、エネルギーを取り巻く状況が変化し、産業分野等における省エネルギー及び節電対策のニーズが高まっています。そのため、民間団体等を通じて、省エネルギー設備の導入やトップランナー機器の設置を行う事業者が民間金融機関等から融資を受ける際に低利とするため利子補給金の補助を行います。

(2) 補助対象者、補助率

民間金融機関等、定額（利子補給金1.0%以内）

※エネルギー使用合理化関連特定設備等資金利子補給金事業からのスキーム変更

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ



高効率ターボ冷凍機



トップランナー機器

独立型再生可能エネルギー発電システム等 導入支援対策費補助金 9.8億円（新規）

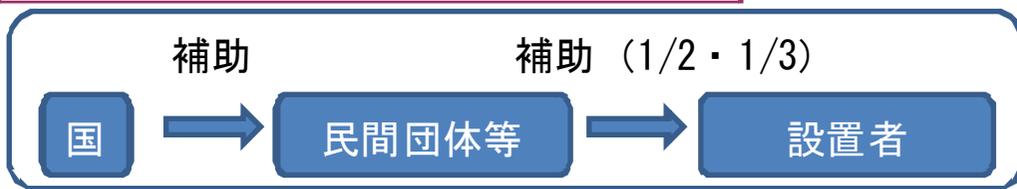
資源エネルギー庁
新エネルギー対策課
03-3501-4031

事業の内容

事業の概要・目的

- 再生可能エネルギーは、エネルギー起源の温室効果ガスの排出削減に寄与すること等から、一定程度、自家消費向けとして導入されています。
- 具体的には、企業等が環境問題に積極的に取り組むことに加え、東日本大震災以降の電力供給への懸念等から、再生可能エネルギー発電設備を設置し、その電力を自ら消費するニーズが高まっています。
- また、再生可能エネルギー発電設備は、季候等の環境条件によって発電量が変動しますが、蓄電池を対象に加えることによって、安定供給の向上を図ることができます。
- 本事業により、蓄電池を含めた自家消費向けの再生可能エネルギー発電システムに対する支援を行い、再生可能エネルギーの導入拡大を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

- 再生可能エネルギーの内訳
 - ・太陽光発電
 - ・バイオマス発電
 - ・地熱発電
 - ・風力発電
 - ・小水力発電

※上記のうち「固定価格買取制度」において設備認定を受けないものを対象とする。

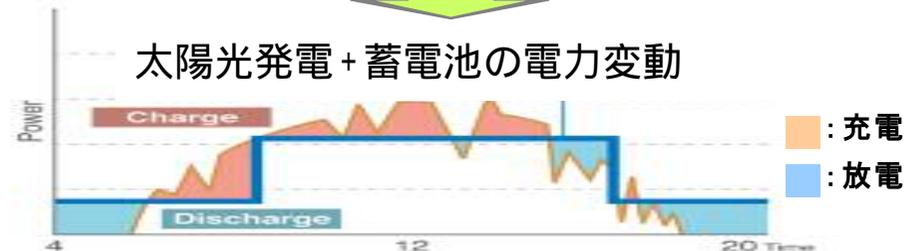
取り組み例



太陽光発電（東京都の例）



蓄電池



- 地域再生可能エネルギー発電システム等導入促進対策事業【補助率1/2以内】
 - －地方自治体等による再生可能エネルギー発電システム設備導入及び地方自治体と連携して行う設備導入に対して補助を行います。
- 再生可能エネルギー発電システム等事業者導入促進対策事業【補助率1/3以内】
 - －民間事業者による設備導入に対して補助を行います。

再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金 40.0億円（35.0億円）

資源エネルギー庁
新エネルギー対策課
03-3501-4031

事業の内容

事業の概要・目的

○再生可能エネルギーの中でも、太陽熱やバイオマス熱等の熱利用については、給湯や冷暖房等で活用されていますが、その導入は必ずしも進んでいるとは言えません。特に、熱利用分野の大きな課題は導入コストが高いことであり、そのコストをいかに下げるかが導入拡大にとって重要な課題です。

○また、2020年における再生可能エネルギーの導入目標達成のためにも、発電分野だけでなく、熱利用分野での導入拡大は非常に重要です。

○本事業により、例えば木質チップバイオマス熱供給設備を地方自治体の庁舎等の公共施設へ、また太陽熱給湯システムを民間事業者のチェーン店舗へ等、波及効果の期待できる案件を中心に熱利用設備等の導入に対して支援を行い、導入の拡大を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

○再生可能エネルギー熱利用の内訳

- ・太陽熱利用
- ・地中熱利用
- ・温度差エネルギー利用
- ・バイオマス熱利用
- ・雪氷熱利用
- ・バイオマス燃料製造



太陽熱利用

出典：NEDO太陽熱FT
業務報告書



バイオマス熱利用

出典：NEDO新エネ
ガイドブック



雪氷熱利用

出典：NEDO新エネ
ガイドブック

○地域再生可能エネルギー熱導入促進対策事業

【補助率1/2以内】

地方自治体等による熱利用設備導入及び地方自治体と連携して行う熱利用設備導入に対して補助を行います。

○再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業

【補助率1/3以内】

民間事業者による熱利用設備導入に対して補助を行います。

(新) 再生可能エネルギー等導入推進基金事業
(グリーンニューディール基金)

12, 100百万円(0百万円)

総合環境政策局環境計画課

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災と原子力発電所の事故が発生し、東北地方を中心として甚大な被害をもたらすとともに、エネルギー需給の逼迫を生じさせている。こうした中、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入等による「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」が国を挙げての課題となっており、東北地方のみならず、地震や台風等による大規模な災害に備え、再生可能エネルギー等の導入を支援し、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを全国的に展開することが必要となっている。

2. 事業内容

平成21年度に造成した地域グリーンニューディール基金制度を活用し、都道府県及び指定都市が行う以下の事業を支援するための基金を造成(都道府県及び指定都市に順次造成していくことを想定。基金による事業期間は5カ年を予定)。

(1) 再エネ等導入に係る計画策定事業

地域の再生可能エネルギー等を活用し「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を推進するための計画策定

(2) 公共施設における再エネ等導入事業

防災拠点や災害時に機能を保持すべき公共施設への、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入

(3) 民間施設における再エネ等導入促進事業

防災拠点や災害時に機能を保持すべき一部の民間施設に対する、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入支援

(4) 風力・地熱発電事業等支援事業

大型風力発電や地熱発電等を行う民間事業者に対する、事前調査等に要する経費の支援や事業実施に係る利子補給

3. 施策の効果

再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利用した自立分散型のエネルギー供給システムの導入が地域主導で加速的に推進され、災害時においても地域ごとに住民の安全や都市機能を最低限保持できる「災害に強く環境負荷の小さい地域」を全国に展開する。

再生可能エネルギー等導入推進基金事業(グリーンニューディール基金)

平成24年度 12,100百万円

- ▶東日本大震災の被災地域の復興や、原子力発電施設の事故を契機とした電力需給の逼迫を背景として、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入による災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げての課題
- ▶東北地方のみならず、地震や台風等による大規模な災害に備え、再生可能エネルギー等の導入を支援し、全国的に展開することが必要

グリーンニューディール基金制度を活用し、地域主導での自立・分散型エネルギー導入を支援

事業内容

地方公共団体が行う、防災拠点への再生可能エネルギーの導入事業等が対象

<基金対象事業>

- (1)再エネ等導入に係る計画策定事業
地域の再生可能エネルギー等を活用し「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を推進するための計画策定
- (2)公共施設における再エネ等導入事業
防災拠点や災害時に機能を保持すべき公共施設への、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入
- (3)民間施設における再エネ等導入促進事業
防災拠点や災害時に機能を保持すべき一部の民間施設に対する、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入支援
- (4)風力・地熱発電事業等支援事業
大型風力発電や地熱発電等を行う民間事業者に対する、事前調査等に要する経費の支援や事業実施に係る利子補給

GND基金制度を活用するメリット

- ①すでに都道府県等において基金条例を制定し、執行体制が確立※



地域主導で速やかな事業着手が可能

- ②複数年度の活用期間を設定



地域の実情を踏まえ、規模や工程に応じた柔軟な事業実施が可能

- ③再生可能エネルギー導入等の目的に特化



災害にも強い自立・分散型エネルギーの導入を着実に推進

事業スキーム



※現行のグリーンニューディール基金は、平成21年度補正予算で計上、都道府県・指定都市に基金を造成済み。

(新) 再生可能エネルギー出力安定化のための蓄電池導入促進事業

1, 035百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

再生可能エネルギーのうち、太陽光発電や風力発電については、メガソーラーやウインドファームの設置による大量導入が期待されている。しかしながら、発電量が気象条件に依存することから安定した出力を確保することが困難なため、システムを管理する電力会社との協議や抽選を経ないと系統連系ができないことから、事業リスクを抱えている。系統安定化対策として、発電施設への蓄電池の併設等が考えられるが、現時点では蓄電池の導入コストが高いために供給・系統側に設置される事例はまだ少ない。

このため、本事業では、再生可能エネルギーの出力安定化・平準化のためにナトリウム・硫黄電池(NAS電池)等の大規模蓄電池を導入する民間事業者に対して補助を行い、蓄電池の導入を加速するとともに、出力安定化を効率的に達成するための、蓄電池の設置方法についての検証を実施する。

2. 事業計画(平成24年度～平成26年度)

(1) 蓄電池導入補助事業

既設又は新設の大規模再生可能エネルギー発電施設(太陽光発電及び風力発電を想定)の円滑な系統連系のための蓄電池の導入に対して補助を行う。

補助率: 1/2

補助対象者: 民間事業者等

(2) 蓄電池による再生可能エネルギー出力安定化効果検証業務

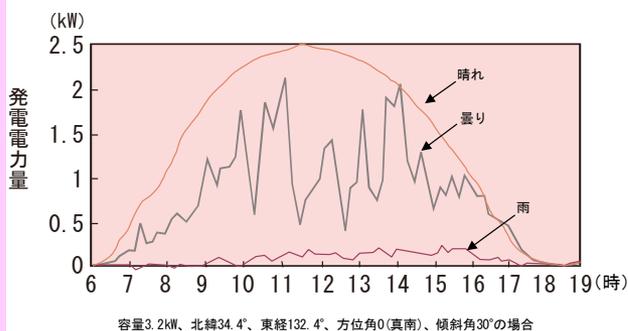
再生可能エネルギー発電施設に併設した場合の出力制御(安定化)効果の検証。複数の再生可能エネルギー発電施設を関係した後に系統側に蓄電池を設置する場合の効果的な設置方法の検討及び出力制御効果の検証を行う。

3. 施策の効果

太陽光発電及び風力発電を導入する上での課題である電力負荷の安定化が実現するとともに、蓄電池の導入量を増やすことによる低コスト化が促進されることにより、再生可能エネルギーの更なる普及が期待できる。

再生可能エネルギー出力安定化のための蓄電池導入促進事業

太陽光発電の出力変動(春季)



風力発電の出力変動(冬季)



出典:電気事業連合会ウェブサイト

✓太陽光発電や風力発電は、気象条件に依存するため、安定した出力を確保することが困難
 ✓そのため、通常は火力発電の出力を調整して系統に受入れ

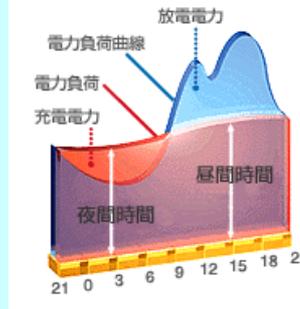
再生可能エネルギーの出力安定化には蓄電池が有効だが、現状は高コスト

導入補助

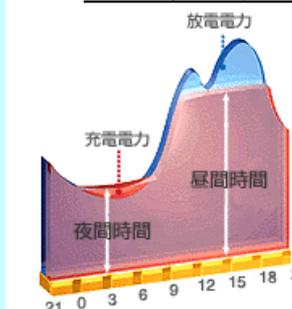


安定化効果検証

負荷の平準化



ピークカット



出典:日本ガイシ(株)ウェブサイト

蓄電池の普及促進及び効率的設置の検証を進め、蓄電池を活用した再生可能エネルギーの普及を促進し、再生可能エネルギーの導入する上での課題である電力負荷の平準化を達成。

(新) 地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型地域づくりモデル事業
1, 000百万円 (0百万円)

総合環境政策局環境計画課

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災と原子力発電所の事故を背景に、再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型エネルギーシステムの導入等による「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」が国を挙げての課題となっており、「東日本大震災からの復興の基本方針」や政府のエネルギー・環境会議においてもその方針が盛り込まれたほか、6月に環境省が公表した「大量流通の見直しを通じた持続可能な社会づくりのための方策に関するとりまとめ」においても言及していたところである。

こうした地域づくりを進めるに当たっては、地域で十分に活用されていない再生可能エネルギー・未利用エネルギー等の資源を徹底的に活用することが必要。政府の動きと並行して、民間事業者が主体となり、自治体や研究機関等と連携して再生可能エネルギー・未利用エネルギーの導入等を柱とする地域づくりの構想が打ち出されており、こうした取組を支援することで、全国のモデルとなる具体的な地域形成につなげていく。

2. 事業計画（業務内容）

全国のモデルとなる、災害に強く、低炭素な地域づくりを支援するため、先進的技術や取組を採り入れた、再生可能エネルギーや未利用エネルギーによる自立・分散型エネルギーシステム（蓄電池導入を含む）の集中導入を産学官で推進する事業について補助を行う。地元地方公共団体と連携しつつ行う事業で、災害時のエネルギー源確保など、地域の防災性向上に資するものであることを条件とする。（補助対象：民間事業者、補助率：1/2、全国4カ所程度で実施予定。）

《具体的支援メニュー例》

- ・再生可能エネルギーを活用した災害時に効果的な蓄電池連携配電技術・システムや電力管理システムの導入
- ・再生可能エネルギーと遠隔制御やオークション制御等の組合せによる効率的配電技術・システムの導入
- ・低温廃熱や地中熱等を活用した小規模地域冷温水供給システムの導入

3. 施策の効果

- ・ 自立・分散型エネルギーシステムを導入した災害に強く、低炭素な地域づくりの先進的なモデルを具体的に形成することで、再生可能エネルギーの導入を飛躍的に高め、かつ災害時においても地域ごとに住民の安全や都市機能を最低限保持できる地域づくりを全国に展開させる効果が期待できる。
- ・ 本事業によるCO₂削減効果は約 7,700 t-CO₂/年を見込んでいる。

背景・趣旨

東日本大震災と原子力発電所の事故を背景に、再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型エネルギーシステムの導入等による「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」が国を挙げての課題となっており、「東日本大震災からの復興の基本方針」や政府のエネルギー・環境会議においてもその方針が盛り込まれたほか、平成23年6月に環境省が公表した「大量流通の見直しを通じた持続可能な社会づくりのための方策に関するとりまとめ」においても言及。

政府の動きと並行して、民間事業者主体で、自治体や研究機関等と連携した再生可能エネルギー等の導入を柱とする地域づくり構想も打ち出されており、こうした取組を支援することで、全国のモデルとなる具体的な地域形成につなげていく。

概要

※本事業によるCO2削減効果は7,700t-CO2/年を見込む。

全国のモデルとなる、災害に強く、低炭素な地域づくりを支援するため、先進的技術や取組を採り入れた、再生可能エネルギーや未利用エネルギーによる自立・分散型エネルギーシステム(蓄電池導入を含む)の集中導入を、産学官で推進する事業について、補助を行う。(補助対象:民間事業者、補助率:1/2、全国4カ所程度で実施予定)

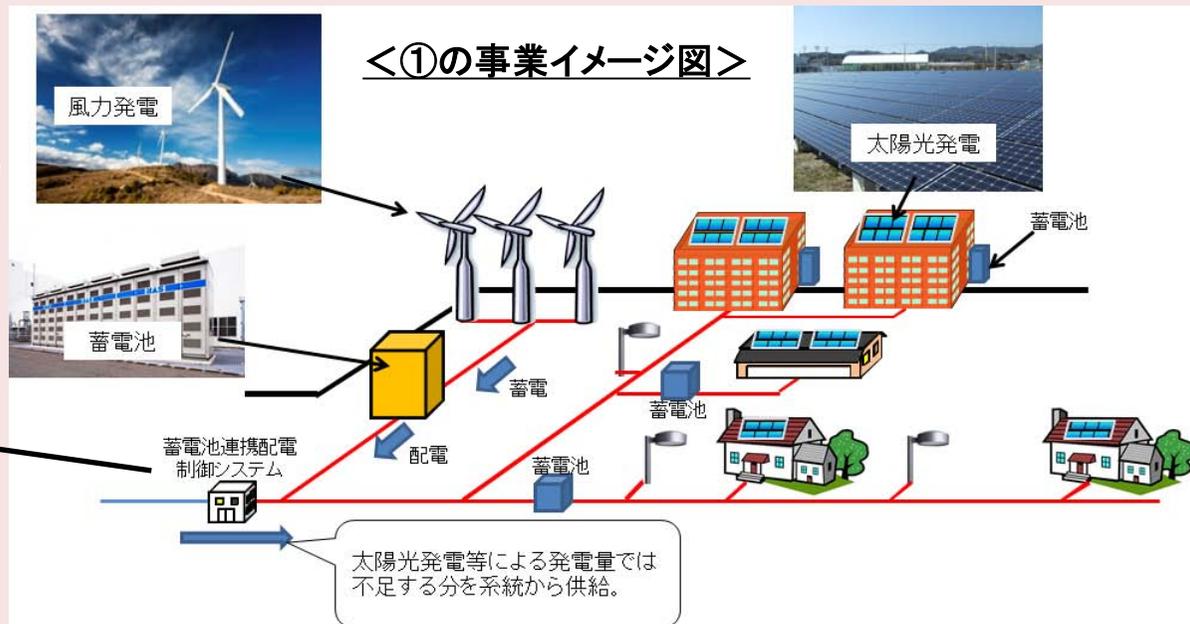
具体的な事業例

- ①再生可能エネルギーを活用した災害時に効果的な蓄電池連携配電技術・システムや電力管理システムの導入
- ②再生可能エネルギーと遠隔制御やオークション制御等の組合せによる効率的配電技術・システムの導入
- ③低温廃熱や地中熱等を利用した小規模地域冷温水供給システムの導入 等

※地方公共団体と連携しつつ、災害時のエネルギー源確保など、地域の防災性向上に資することが条件

系統内各所に配置された蓄電池と連携した配電制御システムにより、災害時には避難等に必要の街路灯・施設等へののみ通電、その他の電力を蓄電してエネルギーを確保する。

<①の事業イメージ図>



チャレンジ25地域づくり事業（先進的対策の実証による低炭素地域づくり集中支援事業）

2,700百万円（3,000百万円）

総合環境政策局環境計画課

1. 事業目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、電力供給設備が大きな影響を受け、一部の原子力発電所の稼働停止により、温室効果ガスの排出量削減にも影響を及ぼしている。こうした中、徹底した省エネルギーの推進や、再生可能エネルギー等自立分散型エネルギーを活用した先進的な取組による、災害に強く低炭素な地域づくりが重要となっている。特に、CO₂大量排出地域や再生可能エネルギー賦存量が多い地域等における、地域特性やCO₂排出の現状をふまえた温室効果ガス削減に向けて、国が強力なリーダーシップを発揮し、取組を推進していくことが重要。具体的には、国家的見地から、モデル性の高い取組を選定し、「核」となる「新しい社会基盤」の集中整備を関係省庁と連携し支援。

2. 事業内容

技術は確立されているが、効果検証がなされていない先進的対策を、事業性・採算性・波及性等を検証する事業や地域特性に応じて複数の技術を組み合わせて行う対策など、他地域へのモデルとなるべき事業

（1）都市未利用熱等の活用 ～都市で未利用の廃熱を輸送して冷暖房に活用～

清掃工場等の廃熱や温排水など、都市で未利用のエネルギーを活用して先進的な熱電供給システムを構築

（2）低炭素型交通システムの構築 ～CO₂を出さない交通で地域づくり～

燃料電池自動車などを利用したコミュニティ向け低炭素型交通システムの構築、内航船舶のアイドリング・ストップ等

（3）大規模駅周辺等の低炭素化 ～街の中心からCO₂を25%カットして周辺へも波及～

利用者が多い大規模な駅を中心に駅ビル・地下街・商業施設等、一体的な機能をもつ施設において25%削減に効果的な対策を集中的・複合的に導入

（4）バイオマスエネルギー等の活用 ～地域の未利用資源を最大限に活用して低炭素化～

間伐材や下水汚泥等由来メタン等を活用した熱電供給システムを構築

※ 委託対象は、民間事業者。（1）～（4）で、平成23年度からの継続事業14箇所、新規事業5箇所程度を実施予定。（なお、（1）において清掃工場を対象とするものは、事業者たる地方公営企業が対象）

3. 事業計画

平成23年度～

4. 施策の効果

CO₂大量排出エリア等において、国が強力にリードし、CO₂25%削減目標の達成と経済活性化が両立できる「核」となる社会基盤を集中的に整備することにより、低炭素社会の構築と地域経済の活性化による新たな需要や雇用の創出など、国民生活の向上に貢献する効果が期待できる。

本事業によるCO₂削減効果は、約10,000t-CO₂/年を見込んでいる。

チャレンジ25地域づくり事業（先進的対策の実証による低炭素地域づくり集中支援事業）

平成24年度 2,700百万円

温室効果ガスの削減に向けては、地域の幅広い関係者が協力しつつ、先進的対策の実証や対策技術の集中導入に取り組むことが有効。このため、効果検証がなされていない先進的対策の事業性等の地域における実証事業や、地域特性を踏まえ複数技術を組み合わせた集中導入等、全国モデルとなるような低炭素地域づくりを集中的に支援する事業を実施し、全国的展開を目指す。

【事業内容】

- ・技術は確立されているが、効果検証がなされていない先進的対策について、事業性・採算性・波及性等を検証する事業
- ・地域特性に応じて複数の対策技術を組み合わせて行うこと等により、他地域のモデルとなるべき事業
- ・委託対象は、民間事業者。①～④で、平成23年度からの継続事業14箇所、新規事業5箇所程度を実施予定。（なお、①において清掃工場を対象とするものは、事業者たる地方公営企業が対象）

【本事業による温室効果ガスの削減効果】
約10,000t-CO₂/年

①都市未利用熱等の活用

～都市で未利用の廃熱を輸送して冷暖房に活用します～

- ・清掃工場等の廃熱や温排水
→先進的な熱電供給システムの構築



②低炭素型交通システムの構築

～CO₂を出さない交通で地域づくりを進めます～

- ・燃料電池車
- ・内航船舶のアイドリング・ストップ



③大規模駅周辺等の低炭素化

～街の中心からCO₂をカットして周辺へも波及させます～

- ・大規模太陽光
- ・燃料電池 など
→大規模駅周辺への集中導入



④バイオマスエネルギー等の活用

～地域の未利用資源を最大限に活用して低炭素化を進めます～

- ・間伐材等を活用した熱電供給システム
- ・下水汚泥等由来メタンを活用した熱電供給システム



低炭素化及び省エネルギー対策の支援措置(税制特例)について

項目名	税目	概要	対象者	特例期間
環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)	所得税 ・法人税	高効率な省エネ・低炭素設備、再生可能エネルギー設備等を取得し、かつ1年以内に事業の用に供した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除(中小企業のみ)	・青色申告書を提出する法人 又は個人	平成23年6月30日～平成26年3月31日
環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)の拡充	所得税 ・法人税	グリーン投資減税の対象資産のうち太陽光発電設備・風力発電設備を「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の認定設備で一定の規模以上のものを取得し、その事業の用に供した場合に、初年度即時償却(取得価額の全額・100%)	・青色申告書を提出する法人 又は個人	平成24年4月1日～平成25年3月31日
再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の創設	固定資産税	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の認定設備を取得する場合における当該設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2/3とする措置	・民間事業者等	平成24年4月1日～平成26年3月31日

- 平成23年6月に閣議決定された「エネルギー基本計画」及び「新成長戦略」を踏まえ、エネルギー安定供給の確保と低炭素成長社会の実現を目指す。
- そのため、最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭素設備や、再生可能エネルギー設備への投資(グリーン投資)を重点的に支援する「グリーン投資減税」を創設する。

強靱で持続可能な 新たなエネルギー社会の構築

- 産業、運輸部門において省エネ効果、CO2削減効果の高い設備の加速的な普及拡大を促す。
- 民生業務部門については、建築物の省エネを強化。
- 再生可能エネルギー設備について加速的普及を図る。

<エネルギー基本計画>

「エネルギー起源CO2は、2030年に1990年比▲30%程度もしくはそれ以上の削減」

グリーン投資を核とした エネルギー政策と 成長戦略の好循環

環境エネルギー産業・市場の成長

- 今後の低炭素社会構築に向けて、成長・競争を促すべき分野(世界最高水準の技術等)に支援を重点化。環境・エネルギー産業の成長を図る。
- 国内環境エネルギー産業・市場の成長の好循環を形成し、世界をリードする社会へ。

<新成長戦略>

「50兆円超の環境関連新規市場」、
「140万人の環境分野の新規雇用」

グリーン投資減税の創設

【概要】エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等を取得した場合の**30%特別償却**又は法人税額(所得税額)の**7%特別控除**(中小企業のみ)

【措置期間】3年間(平成25年度末まで)

※なお、現行のエネルギー需給構造改革推進投資促進税制は廃止。

再生可能エネルギーの普及・拡大のための税制措置

再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するための特別償却・固定資産税特例の拡充（所得税・法人税・固定資産税）

- 再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、固定価格買取制度の導入とあわせて、「グリーン投資減税」について再生可能エネルギー発電設備に限り、現行の特別償却（30%）を、初年度即時償却（取得価額の全額・100%）ができることとするとともに、固定資産税の軽減により、設備の導入初期における設置者の経済的負担を軽減する。

改正概要

【適用期間：所得税・法人税 1年間（平成24年度末まで）、固定資産税 2年間（平成25年度末まで）】

○環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）の拡充

環境関連投資促進税制について、対象資産のうち太陽光発電設備及び風力発電設備を電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定設備で一定の規模以上のものに限定した上、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に当該設備の取得等をし、その事業の用に供した場合には、普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却ができることとする。

○再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の創設

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスに限る。）を電気に変換する一定の設備で同法に規定する認定を受けたものを取得する場合における当該設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の3分の2とする措置を2年間講ずる。

初年度即時償却（取得価額の全額・100%）を可能にするとともに、
固定資産税の軽減を措置する

【再生可能エネルギー設備】



【太陽光発電設備】



【風力発電設備】



【バイオマス発電設備】



【地熱発電設備】



【水力発電設備】